

相談

病院出前行政相談所

この相談所は、入院・通院患者の皆さんに気軽に行政相談を利用してもらえよう、病院に出向いて開設するものです。入院・通院患者の皆さんの関心が高い「医療費」「介護」「年金」「社会福祉」などの困りごとについて、関係行政機関が相談を受け付けます。

また、司法書士も参加していますので、相続・土地問題などの民事に関する相談にも応じます。病院の利用者以外の方も利用できますので、お気軽にお越しください。相談は無料・秘密は厳守します。

■日時
12月11日(火) 9時～14時

■場所 高知大学医学部附属病院1階ロビー

■参加予定機関
高知大学医学部附属病院、南国市・南国年金事務所、けんぽ協会高知支部、弁護士、税理士、司法書士、高知行政評価事務所、行政相談委員

■問い合わせ
総務省高知行政評価事務所 行政相談課
☎088-824-4100

香南都市計画下水道の変更についての縦覧、説明会、公聴会を開催します。

1. 都市計画の変更(素案)の縦覧

- ◆縦覧期間 / 12月6日(木)～12月20日(木)
※土・日曜日・祝日を除く、平日8時30分～17時15分
- ◆縦覧場所 / 市役所上下水道課(本庁) 住宅都計課(香我美庁舎)

2. 都市計画の変更(素案)の説明会

- ◆日時・場所 / 12月18日(火)19時～21時
のいちふれあいセンター

3. 公聴会

- 公聴会で素案に対して意見を述べたい人は、事前に文書で内容をお知らせください。
※12月20日(木)提出締切り
- ◆日時・場所 / 12月26日(水)14時～16時
のいちふれあいセンター

▼文書の提出先・問い合わせ等詳細は市役所上下水道課、住宅都計課へ



税金

固定資産税の届け出

固定資産税の課税の基準となる日は1月1日です。

今年中に家屋を新築したり、既存の家屋を取り壊した場合は確認させていただきまので、税務課資産税係までご連絡ください。

◆**宅地**について次の区分があります

【住宅用地】住宅用地には税負担を軽減する特例措置が設けられていて減額されます。

▼**小規模住宅用地**
200㎡以下の住宅用地(200㎡を超える場合は住宅1戸当たり200㎡を小規模住宅といひ、課税標準額が価格の6分の1になります)。

▼**一般住宅用地**
小規模住宅用地以外の住宅用地で、課税標準額が価格の3分の1になります。ただし、家屋の床面積の10倍までとなっています。また、併用住宅の場合一定の率を乗じた面積だけが特例の対象となります。

【非住宅用地】非住宅用地には特例措置はありません。

◆**減額措置とは**
居室や併用住宅を新築されたときは、一定期間、次の要件で固定資産税が減額されます。

対象は居住部分となっており、併用住宅では居住部分の割合が2分の1以上のものに限られます。また、床面積が50㎡(一戸建て以外の貸家住宅は40㎡以上、280㎡以下)となっています。

対象面積は居住部分の120㎡となり、120㎡までの住宅は全面積を、120㎡を超える住宅は120㎡分を減額します。

減額される額は、税額の2分の1、減額される期間は、一般の住宅で新築後3年間、3階以上の中高層耐火住宅等で新築後5年間です。

◆**新築住宅には減額措置があります**

倉庫などを取り壊した場合、家屋の評価がなくなり税額は下がります。

しかし、住宅を取り壊した場合、家屋の税額は下がりますが、宅地は非住宅用地となつて住宅用地の特例措置が受けられません。そのため、課税標準額が上がることになり、税額が上がることがあります。

◆**新築住宅には減額措置があります**

居室や併用住宅を新築されたときは、一定期間、次の要件で固定資産税が減額されます。

対象は居住部分となっており、併用住宅では居住部分の割合が2分の1以上のものに限られます。また、床面積が50㎡(一戸建て以外の貸家住宅は40㎡以上、280㎡以下)となっています。

対象面積は居住部分の120㎡となり、120㎡までの住宅は全面積を、120㎡を超える住宅は120㎡分を減額します。

減額される額は、税額の2分の1、減額される期間は、一般の住宅で新築後3年間、3階以上の中高層耐火住宅等で新築後5年間です。

◆**国保税の軽減制度について**
平成22年4月から企業の倒産や解雇、雇止めなどの理由で失業された方(非自発的失業者)は申請により国保税が軽減されます。

■**対象者**
離職日に65歳未満であつて、
①雇用保険の特定受給資格者(例/倒産・解雇などによる離職)
②雇用保険の特定期間満了者(例/雇止めなどによる離職)として失業等給付を受ける方です。

■**軽減額** 前年の給与所得を100分の30とみなし算出します。

■**軽減期間** 離職の翌日から翌年度末まで(最長2年)
※雇用保険の失業給付などを受ける期間とは異なります

※国保に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国保を脱退すると終了します

■**申請方法** 雇用保険受給資格者証(ハローワークにて交付)と印鑑を持参し、税務課へ申請してください。

■**問い合わせ**
市役所税務課



社会保険料の納付確認書発行について

平成24年中に納付された国保税や後期高齢者医療保険料、介護保険料などの納付確認書を、市役所税務課および各支所等で発行します。確定申告等で必要な方はご利用ください。申請の際、認め印鑑と本人確認のできるもの(運転免許証・保険証など)をお持ちください。

■問い合わせ 市役所税務課



国民年金には任意加入制度があります

国民年金は、20歳から60歳までの40年間保険料を納めることにより、満額の老齢基礎年金(786,500円/平成24年度)が受けられます。また、保険料を納めた期間(免除や学生納付特例が認められた期間を含む)が25年以上なければ、年を取ってから年金を受けられません。

任意加入制度は、60歳までに受給資格期間を満たさない

方や、受給資格期間は満たしていても、未納や未加入期間があるため減額となる年金を、より満額に近づけたいという方のために、60歳以降も引き続き65歳まで国民年金に加入できる制度です。

なお、昭和40年4月1日以前生まれの方は、65歳までに受給資格期間を満たせなかった場合、特例的に70歳まで延長して任意加入することができます。ただし、任意加入の方には免除制度は適用されず、必ず保険料を口座引き落としにすることが義務付けられています。

■**問い合わせ**
南国年金事務所
☎088-864-1111
市役所市民保険課

◆**国民年金保険料の収納業務を民間委託しています**

日本年金機構では、国民年金保険料を納め忘れの方に対して、電話・文書・訪問などによる納付のご案内や免除等の申請手続きのご案内を、民間業者へ委託しています。

◆平成24年10月から平成25年1月までの委託事業者は(株)バックス・グループ(南国年金事務所管内)です。

◆**国民年金保険料の納付**

◆平成24年10月1日～平成25年1月31日までの委託事業者は(株)バックス・グループ(南国年金事務所管内)です。

※その他の地域の担当委託事業者については、日本年金機構ホームページまたはお近くの年金事務所でご確認ください

◆**振り込み詐欺などにご注意!**
委託事業者が電話により納付のご案内を行う場合は、お客様の納付状況を確認しながら、厚生労働省(日本年金機構)の発行する納付書により、最寄りの金融機関や「コンビニエンスストア」などで保険料を納めていただくよう依頼します。このため、銀行の口座番号を指定し、ATMの操作により保険料の振り込みをお願いすることはありません。

委託事業者の「納付督促員」が訪問してお金をお預かりする場合は、身分証(納付督促員証明書)を提示し、厚生労働省(日本年金機構)が発行する納付書をお持ちの方に限り、保険料をお預かりすることが可能となります。

納付書をお持ちでない方から保険料をお預かりすることは決してありません。

◆**日本年金機構ホームページ**
http://www.nenkin.go.jp/

◆**問い合わせ**
南国年金事務所
☎088-864-1111
市役所市民保険課

売ります! 市有地

◆市は活用が見込まれない土地の処分を進めます。

■**売却方法** / 一般競争入札

■**応募期間** / 12月17日(月)～平成25年1月18日(金)
※香南市ホームページに応募要領を掲載予定

■**入札日** / 平成25年1月29日(火)

■**売却物件①**

約53坪
坪単価
約118,423円

■所在地 / 野市町みどり野3丁目2番1
■登記地目 / 宅地 ■面積 / 175.20㎡
■予定価格 / 6,276,375円
■法令等制限 / ①都市計画区域内
②地役権設定(送電線路の設置)有り

■**売却物件②**

約53.5坪
坪単価
約79,340円

■所在地 / 野市町東佐古字東ノ宮489番1、490番1
■登記地目 / 雑種地 ■面積 / 176.86㎡
■予定価格 / 4,244,640円
■法令等制限 / ①都市計画区域内

【問い合わせ】 財政課 管財係